

惣村の起源とその役割（下）

三 浦 圭 一

二、惣村の役割

前章で明らかにしようとしたのは、中世の農民が惣村として政治的な結集をとげ、中世社会における法的主体となつてゆく過程で、農民が領主支配にどのようなに對抗し、また農民内部にどのような矛盾が展開しつつあったかということであった。すなわち、惣村をめぐる階級関係すなわち経済問題が主題とされてきた。ここでは、惣村が日本における封建的村落全体のなかでどのような役割を担っていたのかということを取りあげようと思う。それは制度的な実態、すなわち惣村内部の身分編成の分析が主な内容である。

〔A〕 加地子斗代の決定

土地そのものが資本主義的な商品となっていない封建社

会下の土地売買にあたって、売買される田島屋敷山林の面積、および買得者がその一定の土地から獲得する諸権利また別の表現をすれば売却者が負担すべき諸義務、そしてその売買される諸権利義務の価格決定がなされねばならないが、それをおこなうのは果して誰なのであろうか。たとえば中世後期の和泉国日根郡入山田村においては、次の様な例がみられる。

永正元年（一五〇四）三月四日、入山田村において農民正円右馬が盗犯の罪により、当時在村していた荘園領主九条政基によって死罪に処せられたことがあった。その時、同村の番頭と古老の農民は、正円右馬の跡職注文を整えて、その一切が三、四千疋の価格に相当する資財であると注進している。そしてこの評価は、かつて同村で同様な事件が起った時、当時代官であった根来寺寺僧がとった措置を一

つの典拠として、ことを明らかにしている^①。この場合、農民跡職の価格決定は、最終的には代官であり荘園領主であったとしても、それらの先例を基準とし典拠として、農民の間で一般的な価格決定を内示する事態のみられたことが推測されるのである。そしてとくに、荘園領主権力の及ばない加地子売買が農民の間でひろくおこなわれている背後には、農民の間ですでに売買される土地に対する地域的な価格体系がある程度現地でできあがりつつあったと考えねばならない。しかしこのことをさらに具体的に考察してみよう。

(a) 売券に田畠を追記する場合。一度認められた売券が売買確認の過程で訂正されることは多い。それが新しい売券として書き直されるのではなく、もとの売券に追記された場合、いくつかの問題をなげかける素材となる。いま「中家文書」のなかからそのような一例を示すと、

永代売渡申田地放券文之事

「同小池二ツ」〇(追筆)

合考所者 泉州日根郡熊取庄之内向田高社在之、

「同畠一所アリ 公方ムカイノテソウニ二升^(地蔵)

在所ハクテナシイケノ池ニ在之、^(符)

東ハミソ 南ルイチ

西ハ路 北ミソ 「〇(追筆)

限四至 東ハ向前ミソ 南ハイミソ
西ハルイチ 北ヤマ

右件之田地へ元ハ上又三郎方ノ先祖相伝雖為、只今依有要用仁、直銭貳貳貳貫八百文仁宛、限永代、御門中左近殿へ売渡申処実正明白也、(中略)

天文拾参年^{甲辰}十一月廿六日

売主上ノ
又三郎(略押)

買主御門中左近殿へ
まじる

売主又三郎は二十二貫八百文の銭貨がとにかく必要であった。そこでとりあえず熊取庄内向日高社にある田地一所を売ってそれに当てようと中左近に売却を試みたが、中左近では二十二貫八百文に相当する田地としてはそれではなお不足であるとし、小池二ツと、畠一所の追加を命じ、ここに又三郎は、田畠池を合せたものを二十二貫八百文で売却したのである。いずれもその田畠の面積は不明であるが、前述入山田村正円右馬の跡職一切が三十貫文乃至四十貫文と評価されているところからみて、そうとうな面積であっ

たと考えられる。しかも追加売却された畠部分には本役の記入があるが、田地には本役記入がないし、その剰余は全く農民又三郎のものであったとも考えられるし、また売却した池二ツは、農民又三郎の私有権の強い池であったとみなければなるまい。二十二貫文余の諸職売却が可能であった又三郎は、もともと熊取庄内の一般農民(小百姓)であったとみてよいが、この売買行為によって、恐らく主要な保有地を手放して、中左近の小作人的地位に近いものに転落したものと考えねばならず、池二ツを手放したことは、この用水池懸りの剰余の保有田地があつたとすれば、その田地に対する保有権経営権にまで、その地主的規制を受けなくてはならなくなつたと思われる。

(b) 売券に標示された斗代の変更と加地子斛の指定を追記する場合。売券において、売得者の得分を示す斗代が訂正され、また斗代がどのような斛を使用して決定されるかを注記したものがみられる。その一例をやはり、「中家文書」のなかから示すと、

(端裏書) 「山田」

売渡申 田地新立放券文之事

合一段者 加地子一石 此外公方一斗七升アリ、
「一斗三升」〇(追筆)

(在) 東和泉劔日禰野郡熊取庄山田萩原ニ之(四至略)

右件田地元者源右衛門尉先祖相伝ニ雖為領、今依有用要、直錢

伍貫文宛、限永代御門中左近之方へ売渡申事実正明鏡也、然上

ハ縦天下一同之御徳政行候共、於此下地者、無違乱妨、毎年一石ツ、之年貢を可被召物也、若又自他違乱有ハ、則盗人御沙汰

可有物也、仍為後日如件、

天文九年十二月三日

源衛門尉(筆軸印)

同源四郎(略押)

中左近方へ

まいる

源衛門尉某が水田一反を五貫文で中左近に売却するに当って、加地子一石の負担を予定していたが、中左近はそれ以上を求めたと考えられ、そこで一斗三升を増徴すること
で売買が成立したのである。この水田に対しては本年貢が一斗七升賦課されており、その本年貢量にも相当する加地子が新しく追加されていることは、作人源衛門尉某にとつて、中左近の収奪が追加は少額であっても全体として大きな負担となつたことを認めねばならない。

売券に加地子計量に使用する枿が追記されている場合もある。たとえば「中家文書」の次のようなものにそれが示されている。

ウケカイ申 加地子之事

「納ノノマスナリ」〇(追筆)

合定一斗六升、水損日損不行候、田畠可為同前、

右件加地子之儀ハ一タヒ人の畠共ヲヌスミ候て、成真院エウリ

申候て、ソレカアラワラレテ、ステニクヒヲキルヘきよしをヲ

ウセラレ候処ニ(中略)

元龜三年ミツノサル、二月吉日

筆者 快(花押)

畠中ノ 左近五郎(略押)

畠中左近五郎が根来寺成真院に対して加地子納入の請負を約した証文である。その際、成真院が加地子一斗六升を「納枿」で計量して納入することを作人に指示したとみるべきである。しかも地主として水損旱損をいっさい認めない態度も示されていて、作人に対する厳格な規制がうかがわれる。宝月圭吾博士の研究によって、名主枿・加地子枿・片子枿などとよばれる枿が、名主職得分を計量する専用枿として、すでに鎌倉時代末期から使用されてきたことが明

らかにされている。²⁾ 和泉国日根郡熊取荘で使用すべく、根来寺成真院が指示した納枿が、どのような定量をもち、どの範囲で使用されたのか明らかではないが、地主である根来寺成真院が指定する枿として熊取庄周辺でその加地子計量にひろく使用されていたとみてよからう。

③ 直米銭の変更。売券に表示された直米銭(価格)が訂正されている場合もみられる。たとえば「中家文書」で一例を示すと、

(端裏書) 「三松ノ」

売渡申 田地新立放券文之事

合三百ト者 式石三斗代内 六十六文 四月銭
二百四十四文 段銭公事銭
三斗五升二合やく

同作共

右泉筋南郡木嶋三松村東ニ有(四至略)

右件田地元者善觀房(惣)地行といへ共、今用々有ニ仍、直銭八貫

二百五十文(貫)ニ限、永代成心院方へ売渡申所実正明白也、若又天下

同之御徳政行候共、於此下地者、違乱有間敷者也、仍為後日

文之状、右如件、

売主善観

永祿四年卯月卅日

成心院

秀誉(花押)

善観房相伝の三百歩の私領から成真院が一応収取する米二石三斗のうち、錢三百文、米三斗五升二合は莊園領主か守護被官に納入する本役に相当するが、それを差し引いた部分が根来寺成真院の得分となる。これを売却するに当って、善観房秀誉は八貫五百文の値段を期待し売券をそのように作製したのであるが、買主成真院は二百五十文を値引きして買得したのである。

以上売券にあらわれた、面積・斗代・使用料・価格の補筆訂正を素材として、田畠屋敷などを売買するにあたって、たえず売主に不利に、買主に有利に処理され決定されてゆくことをみた。いうまでもなく、このような田畠屋敷などの売買は、おもに単純再生産が不可能な農民の発生が前提となっておこなわれるのであるから、売券の文面にこのような傾向が反映するのもまた当然なことであった。この売買契約は、村落共同体成員たる一般農民が小作人的な隷属農民に転落する傾向をあらわし、それは村落共同体そのものの崩壊を促すものであった。一たん小作人に転落した隷属農民が、加地子を未進した場合、地主の私的な処罰を受け、他の小作人と連合して生存を守るための独自の結集が

不可能な場合もあったが、一方では、前章でふれたように連帯保証体制もとられていて、小作人層がさらに転落することを阻止する独自の結集が可能な余地も残されていた。

この矛盾が存在しているところに惣村段階における地主と小作人との関係の眼目があり、地主にとって、なお村落共同体による規制を全く棄て去れない限界があった。村落共同体規制は、領主権力の支配にたいして農民全体の利益を擁護する側面をもっており、土一揆という政治的闘争の過程で農民の統一戦線成立に大きな役割を果たしたことを見落してはならない。しかしながら農民諸階層を擁した統一戦線のなかでは、村落共同体規制は、地主階級の利益を擁護するために利用されるか、また直接耕作に従事する農民の利益を支えるために利用されるか、といういわば階級的な利害をすべく反映せざるをえなくなっていた。しかもその村落共同体規制が勤労人民を抑圧するために村落上層農民によって利用されるようになる時代、それが惣村の時代であったとみてよからう。それを売券の分析を通じてみたのであるが、それをさらに綜括しておこう。

文明二年(一四七〇)六月、日本中世において典型的な

惣村が展開した好例とされている近江国菅浦荘において、

「前田内徳置文」が定められた^④。その記録を示すと

(端裏書) 「まゑ田内徳をきふみ」

まゑ田之内徳之事

旱水によ^(つ)んで土田之時者、七斗の内徳あるへからず候、雖然、

熟年之時者不可有相違候、仍惣庄として定処如件、

文明二年六月日

菅浦惣庄乙名共

在判

この「内徳」とは、文明七年十一月二十四日付「菅浦妙善
田地売券」の次の様な記録によって、すなわち、

売渡申 畠田之事

在所三、タラウ谷、北ハ隈二郎大夫畠、南ハ隈造キワ^(道)

合半一所者
ヲ、上ハ弥二郎畠カキル、下ハ右衛門殿田ヲカキル、此
地内ホリキリノ下アリ、但公事銭ハ春秋ニ六十文也、内

徳菅浦升七斗四升也、此外万雜公事ナシ

「加地子」を意味する菅浦惣庄の独特な表現であったとみ
てよい。文明二年の菅浦は乙名清九郎らの奔走によって、

菅浦惣庄の独立が強められ自治が発展した時期であったが、
それは具体的には、菅浦惣庄の乙名達の支配権が菅浦に古

くからあった耕地にまで及ぶようになった時期であった^⑤。

この「前田」は延暦寺花王院の荘田であったが、それが惣
荘住民の間で売買され、そこに加地子が発生していた。当
然反当りの加地子率は売買の実情に応じて本来個別的に異
なったものであったと想像されるが、ここで「前田」にお
ける加地子斗代を、加地子名主的な地位にあたる乙名が、
熟年における上限として反当り七斗と決定したのである。

もちろん榊の問題もあって一概にはいえないし、また前田
には本年貢も賦課されていることであるが、反当り七斗の
加地子はむしろ低いといわなくてはならない。しかしここ
では斗代が高い低いという問題ではなく、乙名層が村落内
部に対する規制として加地子斗代を決定したということに
ある。また、斗代の決定は、加地子榊の決定でもあり、こ
こでは荘園年貢計量用榊とは別に「菅浦榊」の「前田」部
分における使用を法的に決定したことと無関係ではなから
う^⑦。加地子計量の専用榊のこのような決定は、加地子名主
の村落内での支配階級としての地位が体制的に確定したこ
とをあらわすといつてよい。菅浦庄においては乙名層の支
配体制が出来あがり、加地子斗代や加地子計量専用榊が乙

名層の法的秩序のもとに画一的に決定された意味で惣村の典型であるが、和泉国の各地域の惣村で、それほど地主の支配が体制として整備されたかどうかは確認できない。そのような画一性の点では典型でないにしても、その傾向をここでも無視することはできないであろう。

[B] 身分編成

惣村はその内部に上層農民による家父長制的支配の原理を構造的にもっているし、また惣村が国人支配の基盤となり、権力にたいする抵抗性をまったく失なっていて、小農民などを抑圧するだけの役割しか果していないものがあつたことも事実である。ここでとりあげている和泉国内における惣村が果してどのような性格を担っていたかを、惣村内の身分編成の分析を手掛りとして明らかにしてゆきたいと思う。

(1) 和泉国大鳥郡若松荘中村の場合

『政基公旅引付』の分析を通じて明らかにされた和泉国日根郡入山田村の村民の身分編成は、まず最上層に年寄・古老などと呼ばれ番頭や職事を選出する母体たる惣村の指

導者階層があり、その下に若衆の指導者的役割を担った中老、そして惣村の戦闘的要員たる若衆より成り立っていた。そして全体の構成は、年齢による階梯制の原理が優越し、

比較的平準化された村民構成であつたとされている。しかし入山田村をとりあげるに当って注意しなければならないのは、在地領主が在村せず、しかも荘園領主が在村して直

務支配を実施しているという政治的事情が、むしろ、当時の

この地方では特殊であつたことである。またなによりもその分析の典拠となる九条政基の「日記」が位階人臣

を極めた公卿の農民観を強く反映しているものであるという

ことを忘れてはならない。したがって、王朝貴族と守護及びその被官・根来寺僧、農民などの身分関係を区別する

のには適切であつても、農民身分内部の秩序を明確に分析するの

に適切な史料とは思われない。農民内部の複雑な矛盾を把握する能力を

もはや当時の王朝貴族は持ち合わせていないし、またその能力がないから、農民相互間の矛盾を正確に表現することは不可能であつた。ここでは在地領主が在村し、和泉国内においてはむしろ一般的な政治的環境下におかれていたと思われ

ける惣村内部の身分編成についてまず論じてみよう。

とりあげようとする史料は、惣村中村の鎮守である別宮八幡社(式内社桜井神社のこと)の宮座の頭を、正平六年(一二五二)から明治年間まで書き継いだ「中村結鎮御頭次第」という二巻の宮座記録である。^⑪

(a) 頭・正頭 頭は鎮守祭礼に当って礼拝をしきる役である。日根郡入山田庄鎮守滝宮(式内社火走神社)では八月二十四日に祭礼があり、文龜元年(一一五〇)には地下の老人で大木村の職事が、立烏帽子淨衣で祭礼をおこなったらしい。^⑫ 中村での頭役は毎年更改されるが、永和三年(一二七七)の条には「騒動シテ正頭ヲ勤メズ」と書かれ、永和四年、同五年もまた「正頭ヲ勤メズ」とある。また応永二十一年(二四一四)の条には「日照ニヨリ、御頭止ル」、寛正二年(一四六一)には「早魃ニヨリテ退転」と記し、寛正二年に畿内近国で広範におこった飢饉が和泉国にも及んでいたことを証拠づけ、頭役は記されていない。このように、内外の政治的戦乱乃至は騒動、さらには早魃などによって惣村全体が疲弊した場合には頭役の選出もなく、宮座が正常に構成されず、祭礼もあるいは中止されたのではな

いかと思われる。このような場合を除いて、頭は原則的に選ばれた。いまその頭になったものを分析すると次の如くである。

在地領主 頭のなかに「森殿」「西殿」「多米殿」「東殿」という殿という敬称をつけたものが四家選ばれている。

そのうち「森殿」は、元禄九年に作製された「和泉国分間絵図」に、惣村中村内の片蔵と豊田の中間に「森真正古城」と示された城跡が記載されている個所があり、これが森一族の城・館跡であろうと推定される手懸りや、また文安二年(一四四五)頃のものとして推定されている「和泉国寺社東寺修理奉加人交名」の末尾に異筆で「森殿耆貫文」と追記されていること^⑬からこの森殿はまず在地領主と考えてよからう。他の諸氏については、いまのところ何の手懸りもえていないが、森殿は正平十二年(一二三七)・応永五年(二二九八)・永享六年(二四三四)の頭としてみえ、西殿は正平十三年(二三五八)・応永八年(二四〇二)・永享十一年(二四三九)・明応八年(一四九九)・天文五年(一五三六)・永禄十一年(一五六八)に、多米殿は応安八年(一二七五)・応永二十九年(一四二二)・寛正七年(一四六六)・大永五年(一五二五)

に、東殿は文亀元年(一五〇二)・天文八年(一五三九)・永禄九年(一五六六)とそれぞれ頭になっており、和泉国守護変遷はこの時代数度に及んだにかかわらず存続しているところからみて、恐らく在地土豪の系譜をひき、守護被官などにもなっていた在地領主層であったと思われる。在地領主の頭役選出は間欠的ではあっても永禄年間まで続き、その段階まで在村したと考えられ、中村が在地領主支配下の惣村としての性格をもったものといつてよからう。

農民 頭を勤めた他のものとして「長畠庄司」「片倉庄司」「桜井庄司」「梅庄司」「逆瀬川庄司大夫」「井守垣内ノ庄司」などと地名を冠し、地名を注記した「庄司」がかなり見える。また「治部」「刑部」さらに「右近」「左近」や、それらに「允」を附したものの、また「衛門允」など中央官人を模した名前ものなどもみえる。庄司などはやはり番頭クラスに多くみられるし、治部・刑部や「……允」などを附するものも、それぞれの村落を代表するものにきわめて多い呼び名である。頭役勤仕者の名前としては、その他に源八などの俗号、道泉などの法名、さらに源阿弥などの阿弥号をもつものも多い。これらは、中村という惣村の

更に内部の村、すなわち垣内とよぶにふさわしい集落の根本住人・上層農民とみてよからうし、番頭制がしかれている荘園村落内では番頭として史料に出るものとみてよからう。

このように頭または正頭とよばれるものは順番などの選任方法によってまさに「正当」に選ばれたものをいうのである。そのことを証拠づけるのは次の理由による。

(b) 料頭・込頭 この「頭次第」には、頭・正頭の記載

のほかに、料頭・込頭と記載されたものがある。すなわち

(正平)
同七年 辰 五郎次郎刑部允 カリヤ新頭

永徳二年 戌 刑部次郎 多米新頭

応永十三年 戌 ヤクラン道信 宮カリヤノ新足ニコム

応永廿八年 丑 長畠刑部 食堂ノイタンキノ時コミ頭

永享六年 寅 トカコミ頭左近五郎 森殿コミ頭

同十一年 未 二番西殿カリヤコミ頭

文亀三年 癸 八塔衛門大郎頭 頭田買時

神田衛門頭 頭田買時

宮飯屋・食堂の板敷の時、頭田買時などに料頭・込頭が出るということは、神社の修理や祭礼の飯屋造営、さらには

結鎮頭役の用途田を買得する時などに料足を負担することによって頭役を勤めることになったことを表わす。寄進行為・買得行為によって頭になることもありうるが、それは正当な宮座の法秩序に順って頭になったのとは別であるため、頭・正頭とは記さず、料頭・込頭と別記しているのである。

とすれば、正頭は農民にあっては村落上層出自で特権的な政治的資格をもつものだけしかなりえない地位・身分であったのに対し、料頭は経済的な実力さえもてば村落共同体成員の誰でもなりえたようにも思われる。しかし事實は必ずしもそうではない。そのことを次にのべる。

(C) 宮座新入＝本結衆(内座)化 「中村結鎮頭次第」をみると次のような記載がみえる。

長祿三年^巳 トヒクラ六郎二郎^{ユミ頭}早魁^{依テ}

文明八年^申 トヒクラ六郎二郎ノ脇岩 新入

大永三年^癸 池尻・中ノ庄司子脇松代 八月新入

天文二年^巳 トカノ小五郎ノ跡三郎五郎^{内座} 八月本結衆

神田ノ大夫ノ跡与三郎 八月本結衆内

長祿三年(一四五九)富蔵の六郎二郎は、早魁によって村

内が困窮していた時、寄進扶助行為をしたことによって込頭となったが、文明八年(一四七六)、その六郎二郎の脇として岩が宮座に新入した。大永三年(一五三三)、池尻中ノ庄司の子松代が、その父の脇座として八月に新入した。この宮座新入は正月と八月におこなわれているようである。

その新入りの際、宮座に以前から席をもつものの「脇」「脇座」としてその位置が与えられるということが注目される。その脇とは、副座のようなものであろう。六郎二郎・中庄司がまだ在命中で宮座の構成員であるうちは、宮座に入ってもこのような位置しか与えられず、六郎二郎・中庄司が死去したのちに「本座」が与えられるのかも知れない。さらに「脇ノ脇」などもある。天文二年(一五三三)三郎五郎は梅ノ小五郎の跡職をついで八月に新入したが、この時は「本結衆」「内座」とよばれている。「本結衆」これが、中村宮座の中心的な構成員であることがわかり、それが「内座」であった。「内座」がある以上、「外座」があつてしかるべきであり、そのことについては後述するが、ここでまず確認しておきたいことは、正頭はもちろん、料頭・込頭として頭役を勤めるものも、外座から内座入りをして

とげた、いわゆる本結衆から選ばれる原則があり、外座衆にあたるものから外座衆だけの決定にしたがって頭には選ばれないことが確認できると思う。ただし、「……殿」と敬称づけられた在地領主の子弟が新入りに記載された形跡はなく、頭役にはなるが一度本結衆を経る必要はなかった。やはり身分的には全く異なったものと考えざるをえない。

外座にあたる地位から内座入りし本結衆化するためには、内座の一座席を占めていた人の跡を継ぐ形式をとるか、その座席の脇に副える方法しかなかった。また一六世紀初頭となると新入りの人数が増加する傾向がみられ、本結衆員数の全体的な増加があるが、その際にも「親の脇」「脇ノカリ座」「脇ノ脇」という形式がとられており、本・支の秩序関係が多様とはなっても、直ちに本結衆内部の平等化がみられるわけではない。しかもその新入り・脇座・跡職継承は、父子相承の関係、または寄親・寄子の関係が強いとみなければならぬ。

以上のことから「中村結鎮御頭次第」は本来、「柏原区有文書」などに見られるように朝拝頭役の氏名のみを書き継ぐものであったが、次第にそれに附加して本結衆の交名

に似た性格のものとなったのである。毎年の新入り者の交名は記すが、本結衆の死去者または脱落者の記載がないので年々の本結衆の員数は確かめられないが、おそらく全体として二、三十名を出るものではなからう。^⑧

(d) 外座 半結衆 中村の鎮守であった別宮八幡社(桜井神社)に、天文二十一年(一五五二)七月二十五日の棟札銘の写しが残っている。左に掲げた通りで中村鎮守別宮八幡社の神宮寺である成願寺の堂宇建築上棟に際して納められたものと思われるが、そこにみえる本成就院源照はその住持であろう。その両脇に名を列する人名のうち森殿・西殿・多米殿は若松荘中村に在村する在地領主 殿原であるが、その他のものを知るために、「中村結鎮御頭次第」の天文二十一年前後の部分から関係記録を抄出すると、次の「」の中の如くである。

南禰宜 (天文) サカセ川南禰宜同 (社頭ノックロイニ)

逆瀬川出身者で、天文五年(一五三六)鎮守社修理料を負担したことによって込頭ノ料頭になっていることがわかる。

浄円 (天文) 同五丙 (社頭ノックロイニ) ハタノ浄円 (社頭ノックロイニ)

浄円は畑出身で、逆瀬川南禰宜と同年に、おなじく、鎮守社修

森殿 西殿 多米殿 南福宜 浄円 庄司半結衆 五十八人

天文貳拾一年亥敬白

衛門太郎 カマムロノ料頭 「同十五丙午 衛門太郎カマムロ 同十六丁 衛門太郎ノ子

(梵字) 奉造(管) 栄一 宇棟札 泉州上神若松庄成願寺鎮守諸願成就所也

寺本成就院源照 道仙トヨタ 三庄五郎トカ(部) 衛門太郎カマムロ 七月廿五日中村結衆

藤五郎衛門カモウ谷 小田井 大工新衛門

理料足を抛出したことにより、込頭となっている。

道仙トヨタ 「同十五丙午 池ノしり 道泉八月新入 新頭

弘治貳年辰 道泉ノ子衛門太郎正頭

豊田村字池尻出身で、天文十五年八月、本結衆に新入りすると同時に料頭となっており、弘治二年(一五五六)には、道泉の子衛門太郎が正頭となっている。

三郎五郎トカ 「同七戊成 三郎五郎新頭

同十三甲辰 トカ三郎五郎ノ脇菊松八月新入

永祿三年申 三郎五郎(料) 三郎五郎トカ

天文二十一年の榊の三郎五郎は、天文七年料頭であった榊三郎五郎の脇をかりて、天文十三年八月新入りした菊松のことであろう。それが天文二十一年までには三郎五郎を襲名してしたものと考えられ永祿三年(一五六〇)に料頭となっている。

天文二十一年の釜室の衛門太郎は、

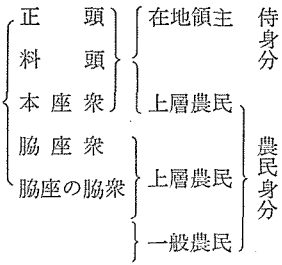
天文十五年釜室の料頭となった衛門太郎の子で、天文十六年に父の脇座として新入りした千松である。それが天文二十一年までに父の衛門太郎を襲名し、永祿六年正頭となっている。

以上「庄司」を除いた棟札に名をつらねる人物は逆瀬川・畑・豊田・榊・釜室出身の本結衆である。「庄司」は個有名称でないだけに検索は困難であるが天文二十一年頃

「庄司」呼ばれた本結衆を列挙すると

同十四乙(天文) 惣取成 小山ノ庄司 八月新入
同廿辛 惣取成 菊松 八月新入
同廿辛 惣取成 正司 わき 与五郎正月新入
与三郎 正司脇 つる松 八月新入

などとあり、この天文二十一年の庄司が「小山」「柳谷」「桜井」いずれの「庄司」か確認はできない。しかし他のものと同様中村結鎮の本結衆であることは右の考察や棟札



の左下隅に「中村結衆」とあることよって知られる。ただここで庄司某についてだけその下に細字で「半結衆五十八人」と注記してあることが注目される。これこそ宮座本結衆「庄司」が出自した垣内の成員であつて、宮座の本結

衆を支え、これと区別される「半結衆」身分を構成するものと考えられ、鎮守の内座に対するいわゆる外座衆にあたるものとみてよからう。この五十八人が、「小山」か「柳谷」か「桜井」かその所属を明らかにしないと惣村の小単位(垣内の集落)——たとえば日根郡入山田庄内の土丸・若崎・大木・菖蒲・船淵などというものに当るが——諸家族の家長さらに若衆入りをとげた男子を総計したものとされる。

以上の考察から、若松庄中村における惣村組織を基礎づける身分は右図のようなものに総括することができよう。

惣村的村落共同体の中核的構成員たる小農民は垣内の集

落内においては、集会をし発言をする法的主体として成長しているが、村落内の被支配階級・被支配身分として、垣内の集落の枠を超えて他の垣内の集団と独自に結合する法的主体とはなっていない。半結衆の惣村的規模での結集は、それぞれの垣内の集落を代表する本結衆の機構を通じてしか合法的には成立しない。このような半結衆が中村における内座に対して「外座」を構成していたのである。

(2) 和泉国日根郡熊取庄の場合

熊取荘も若松荘中村と同様、守護給人の在地領主が在村する点において、その政治的環境はさほど異ならない。しかしここで分析しようとする文書が売券を主としているという性格上、惣村の身分編成を適確に結論づけることはできない。

(a) 氏人 「氏人」は「村人」と対置して使用されるもので、歴史的には純粹な同族的族縁共同体が崩壊し、地縁的隣人的協同体が個人にたいする拘束力を強めるような段階、すなわち惣村的村落共同体が一般的に形成される段階で、神事頭役を勤仕する地位のものが、家長長制的支配をきわめて觀念的にイデオロギー的に利用しながら、特権的

封鎖的に父子相承してゆく宮座にみられるものである^⑤。氏人とは、若松荘中村の宮座におけるまさに本結衆に当るものであり、村民とは半結衆であると理解してよい。熊取荘における「氏人」はこのような歴史的役割と地位をもっているのである。『政基公旅引付』に次のような記載がある。

当國中（和泉國）之百姓之子為根來法師ヲ、号氏人也、件氏人日根野村之百姓之子共之中來而在庄之後（下略）

和泉国内では農民の子供で根來寺に入寺し、法師となったものをとくに「氏人」と呼んでいた^⑥。この氏人は中家の子弟が院主であった成真院のように、根來寺内の諸谷々に独立した子院を営む。根來寺にそのような地位の子弟を送りこみうるのは、中家のような村落上層農民しかいなかった。いま和泉国南部においてそのような氏人を送りだす家（氏人家）を他に求めると次の如くである。

近木莊神前氏と大福院 戦国時代末、根來大福院院主の弟に神前國友なるものがいて、武名をあげたと伝えられていて、神前氏が近木莊土豪であるところから、その氏人としての關係が推定される^⑦。天正十七年（一五八九）五月二十四日、大福院祐算が熊取荘内住吉はざまにある加地子二石一

斗取の田地二所を、直米一石二斗で中左近太郎に売却している^⑧。あるいはその神前氏の氏人の一族かも知れない。

佐野莊藤田氏と西蔵院 永禄三年（一五六〇）八月十日、幸福院永正・西蔵院秀賀・覺安院明算らが連署して根來寺泉識少路泉徳院領の知行を藤田十郎大夫に命じ、地方（年貢或は加地子）と佐野浦銭の收納に当らせているが、これを見ると藤田氏が泉徳院代官職に補任されていることがわかる。永禄十年十二月十八日に、佐野上方開納所が守護給人寒川秀清など七名の連署で売られているが、その買得人として「根來寺西蔵院藤田十郎大夫殿まいる」と記されており、藤田家が西蔵院の代官であると同時に西蔵院が藤田家の氏人とみられることは成真院と中家の場合と同様であろう^⑨。天正四年（一五七六）二月二十九日佐野莊惣借米日記の端裏に「佐野惣借米日記 氏人中」とあり、前述西蔵院の外、西禅院・福成院・功然院・福蔵院・藤本坊・花蔵院などがみえるが、藤本坊は根來西谷藤本坊であるし、その他もいづれも佐野の土豪の氏人の可能性がある^⑩。

根來一揆が和泉守護勢などと戦い、さらに織田信長・豊臣秀吉の和泉進出に抵抗したことはいままさら云うまでもな

いことであり、それに和泉国南部の広範な農民が結集したこともまた著名である。その際、この氏人を通じて——この氏人は若松庄中村の宮座における本結衆に相当するものであるが——農民の武装化はもちろん惣村そのものから排除されつつあった部落農民をも含めた土一揆が組織されたのである。

和泉国南部でいう氏人とは根来寺内に一子院を独自に営みうる院主層をおくりこむ村落上層農家に対する一般農民の尊称をも意味する独特なものである。これは惣村内だけの身分編成をあらわすものではなく、根来寺の支配領域全体の秩序にかかわるものであることは明らかである。中家のことを村人は「村主」(むらぬし)と称呼していることも文書にみえるところであり、これは垣内の集落の開発主というよりは、むしろ現実には垣内の頂点に立つ居住者という意味であり、一般農民からみた番頭の農民にたいする尊称をこめた称呼であったと思われる。

(b) 惣役 「中家文書」のなかに次の様な文書がある。

(上略)

在和泉国日根郷熊取庄朝社地蔵前在之(四至略)

右件田地元者朝社宝願寺々領也、而今依有要用、直銭參貫文限永代大くほ西左近大夫売渡進処実正明鏡也(中略)

天文八年^亥 九月十七日 売主村人 惣役宮内三郎(略押)
買主大くほ西左近大夫

(上略)

在和泉国日根郷熊取庄朝社井テ上向在之(四至略)

右件島地元者朝社宝願寺講衆中之雖為知行、今依有要用、直銭四百文限永代御門中左近方へ売渡進処実正明鏡也(中略)
天文十三年^{甲辰} 十一月廿五日 朝社惣^(下)插、売主太次郎(略押)

御門中左近參

(上略)

在和泉国日根郷熊取朝社里在之(四至略)

右件田地元者朝社村人雖為知行、今依有要用、直銭五貫五百文限永代御門中左近殿売渡進処実正明鏡也

天文廿年^{辛亥} 十二月廿一日 村サハタリ左近太郎(略押)

この三通の文書は、熊取荘内朝社村(今は朝代と書く)

の村有田および宝願寺講衆の共有田が中左近・西左近などに売却された際に作製された売券である。その売主は朝社村人であり、宝願寺講衆であるが、その署名者は村の惣

役（惣搦とも記し、惣サハクリと呼ばれている）たる個人であった。さてこの惣役がどのように選ばれたのか明らかでないが、朝社村民の講組織を代表し、共有田を管理する地位にあったことは明らかである。時代は下るが、文政三年（一八二〇）八月に書写された和泉国和泉郡唐国村の「村座規式」には「惣役」の役がみえ、その村落での役割を記しているがその記事をとりあげ、考察の素材としよう。^③

「唐国村村座規式」の一項に次のようなものがある。

一、捌理行事之事 但し家持と女房迎候人斗り相勤候、老年ニ忒

人ヅ、座下リニ廻リ候事、

正月三日修正之節、牛玉布施集、夫レノに払、扱莊殿之紙其日之參り受取、八日ニ的を張、其余リ有之候ハ、忒人分取、紙枚少分なれハ有次第ニ仕候、次二十三日之御弓之拵、霜月冬至之日、傍示塚改、兩座之年寄并庄屋老人メ九人之衆を纏す、次二十一月廿一日ろくなりノ米取ニ村中を廻ル、其外座中仲間として食杯給候事有之時ハ、捌理肝煎申候、且又宮寺・御公義之御藏修覆造管等之節、触流シ寺捌理之役也、其外雨乞・大念仏、堂宮筋ニ掛リ候事ハ何事ニよらず捌理肝煎候事、

とある。「捌理」すなわち「サバクリ」であり、惣役に当

るものであるが、これは、家を持ち家族をもつ村落成員であれば、一年間を任期として二人宛、座順次第にその任に当らねばならなかったことがわかる。その任務は、座の年寄のもとにあつて、座儀執行の準備を整え、もう行事化していた村境確認のための村座年寄の巡廻の案内や鑿応をし、宮寺・郷倉の維持管理の雑役を差配するのである。村座の諸座儀が年寄を中心におこなわれて、惣役はその座儀の円滑な実施を準備する役に当り、決して権威のある権限をもつものではない。したがって「唐国村村座規式」にも、もっとも最後の項として記載されているにすぎない。しかし、座儀そのものが、この役を抜きにして実行される筈がないし、しかも惣村の自治という面からみて、村民一同を代表し、惣村年寄を補佐する重要な役割を担っていたことは明らかである。

大鳥郡若松莊中村の村座の頭や、日根郡熊取莊氏が、ともに惣村を代表する地位を占めると同時に、他方惣村の支配者としての矛盾した側面をもっているのに反して、惣役は、惣村内の垣内の農民を忠実に代表し、そこに個別的な能力や地位が反映する余地を残していない点からして、

まさに惣村内の垣内の代表者としての身分にふさわしいものであったといふことができる。たとえば、すでに例示した朝社村惣役に関する三つの売券をみても、朝社村の所在を記すに当って、「和泉国日根郡熊取荘」とあるべきところを、「日根郷」と記していることが注目される。他の売券にも日根郷と誤記した場合がないでもないが、惣役関係文書がすべて日根郷と誤記しているところや、またふつう「売渡申、処実正明白也」と書くべきところを、三通とも、多少異例な「売渡進、処実正明鏡也」という文言を一貫して使用しているところからみても、文書作製にあたつて、先例に忠実な没個性的な惣役の事務執行ぶりがかがわれるように思われる。

この惣役は、必ずしも惣村の宮座の年老衆ではない。和泉郡唐国村は、もともと中世においては春本惣村のもとの一つの垣内にすぎなかったが本座・南座の両座の年寄と庄屋の支配下に属していることは、前掲の史料及び註²⁹によつても明らかである。大鳥郡若松荘中村においても、熊取荘や唐国村に存在していたような惣役にあたるものがいて、本結衆の支配下にあつて垣内の運営を補佐し

ていたであろう。しかも、重要なことは一六世紀に入つて、熊取荘中家などのような村主・氏人があつてはじめて惣役が存在するのではなく、惣役があつて村主・氏人が存在しうるような状況、すなわち若松荘中村においても本結衆があつてはじめて惣村の自治が存在するのではなく、惣役のごときものがいて、はじめて官座が運営できうるような状況が展開していたことである。

「中村結鎮郷頭次第」のなかに「惣取成シ」と記載された年次がいく度がある。その一例を示すと次の通りである。

同五年^(大永)乙 惣取成シ 多米殿新頭

同六年^丙 惣取成 外座トヒクラ成二月ノサカセ川馬二郎

彌^彌眞ノ子アト 衛門五郎^コミ 乙法師同^コミ

サカセ川孫四郎ノワキ 同所彌眞ノ子ワキ 乙タ西寿ノ子ワキ
与五郎同^コミ 孫三郎同^コミ 衛門太郎同^コミ

已上五人ノ分成ノ二月廿六日 柳谷反三 新

「惣取成シ」という記載は右に掲げた大永五年(一五二五)より見えはじめることであるが、その特徴は、「正頭」が全くみられないことである。これは年老順に本結衆のなかから正頭が選ばれて宮座が運営されなかつたということの意味する。しかし、右に掲げた大永五年と大永六年二年分

若松莊中村「惣取成」年表

年号(西曆)		年号(西曆)
天文18	[黒塗り]	大永 5(1525)
〳 19(1550)		〳 6
〳 20		〳 7
〳 21		享禄 1
〳 22		〳 2
〳 23		〳 3(1530)
弘治 1		〳 4
〳 2		天文 1
〳 3		〳 2
〳 4		〳 3
永禄 1		〳 4
〳 2		〳 5
〳 3(1560)		〳 6
〳 4		〳 7
〳 5		〳 8
〳 6		〳 9(1540)
〳 7		〳 10
〳 8	〳 11	
〳 9	〳 12	
〳 10	〳 13	
〳 11	〳 14	
〳 12	〳 15	
元亀 1(1570)	〳 16	
〳 2	〳 17	

の例示した記録によっても明らかな通り、「料頭・込頭」は選ばれているのであって、宮座が全く運営されていないというのではないが、大永七年(一五二七)・享禄四年(一五三二)・天文三年(一五三四)の各年次などには「惣取成シ」とだけ記載されて、他の記載が全くないことなどから考えあわせて、正頭による順当な宮座運営が不可能であったことを示している。

大永五年以前でも宮座が全く運営されなかった年次がいく度かあった。たとえばすでにふれたところであるが寛正二年(一四六二)は大規模な飢饉があった年であるが、和泉国においても長禄三年(一四五九)から翌四年(寛正元年に改

元)そして寛正二年にかけて旱魃があり、寛正二年宮座退転を記している。また永和三年(一三七七)から同五年にかけて、「騒動シテ正頭ヲ勤メズ」とか「正頭ヲ勤メズ」とか記されている。ここで正頭が選出されなかったのは、旱損などによる村民の飢饉、または惣庄惣村内外の政治的動乱による村民の危機などによるのであろうことを推測しておいた。

しかしながら注意すべきことは、大永五年以前は、惣庄惣村の危機的な状況によって、正頭が選ばれなかった時は、宮座の機能がほとんど停止し、退転する年次さえあったのに対し、大永五年以降では正頭は選ばれなくても、料頭が選ばれ、何にもまして「惣」によって「取り成シ」がおこなわれ、伝統的な宮座の運営が半結衆を主体としてなされていることである。いま若松莊中村の宮座が「惣取成シ」された年次を表として掲げると、上段に掲げた別表の通りである。

若松莊中村の宮座が惣によって運営された一年一年に、具体的にどのような政治的状态が醸生されたのか、また旱損などの危機がどのような様相であったのか、これは今後

詳細に解き明さなければならぬ問題であるが、ごく大雑把にいつて、三好氏が堺に進出する前後から、松永久秀が抬頭するまでの間の時期であり、一向一揆・根来一揆が活躍し、守護勢が次第に敗退する時期であり、いわば和泉路における戦国時代の頂点をなす時代であった。

この一六世紀の和泉国の農民の歴史は、北部と南部とでは、一方が堺の影響を強くうけ、一方が根来寺の影響を強く受けている点で多少異った動きをしたことは否定できない。しかし、大鳥郡若松荘中村の宮座「惣取成シ」でみたように、北部においては一般農民の政治的・身分的な結集が強固となって上層農民の凋落が顕著となったのに反して、南部においては、中家の動向から明らかのように、それは逆に一般農民の経済的・身分的な凋落が進み、地主階級の抬頭がみられたというように、全く別な歴史が展開したのであろうか。しかし実はそうではなくて、十六世紀の農民の歴史のなかでこのような対立する二つの運動が非和解性を強めながら進行していたとみななければなるまい。二つの異なった種類の農民の記録から、全く異なった村落のイメージを与えるような事態が展開していた農民全体の歴史

こそが問題なのである。

(C) 番親・番頭 前項で述べた日根郡熊取荘朝社村の惣役は、朝社村宝願寺に結縁する朝社村講衆「朝社垣内の村落民の代表者であった。したがってこの朝社村惣役が他の垣内の惣役と、どのような連繫を保っていたかは明らかでない。しかし、明らかに他の垣内との連繫を保つ役割を担っているのに、番親・番頭がある。

まず番親について「中家文書」から一例を示そう。

永代売渡申田地新立放券文事

合一所者公方ナリ、大宮三月三日免

泉劾日根野郡熊取庄内西カハナ在之、(四至略)

右件之田地者、元ハ大宮三月三日雖為免、只今依有要用仁、直録貳貫五百文仁宛、限永代根来寺成真院へ売渡申処実正明白也、

(中略)

売主ハ大宮三月三日

番ヲヤノ衆
(親)

天文拾一年十一月八日

下殿(略押)

吉本(略押)

ラウツ
宮内太郎

ナリケイ
太三郎（略押）

池ツメ

衛門太郎（略押）

ミノワタ

二郎五郎（略押）

ワツエ

宮（略押）

フウラ

左近太郎（略押）

ヲナカ

兵衛

買主根来寺扶谷成真院

この文書は、熊取荘の鎮守社である大宮で、毎年三月三日惣村の行事としておこなわれる三月三日節句の神事にあたって、その運営費にあてるため荘園領主から与えられていた免田を売却した時に作製されたものである。この免田の権利全体を根来寺成真院に売ったというより、余剰部分を加地子として根来寺成真院に売却し、本年貢部分は従来通り節句免として大宮に収納されていたとみた方がよいであろう。この売券署名者は大宮三月三日節句行事を直接に運営していたものであって、下殿・吉本の二名は在村する地侍層であったし、その他のものは、「大浦」「成合」「池ツメ」「箕和田」など今日でも熊取荘内の大字・小字として残っているし、かれらはいくつかの垣内に居住する農民で

ある。これは若松荘中村の宮座における本結衆に相当するものと同一の性格をもつものであって、ここでは「番親」と表現されている。番¹垣内を代表し、鎮守社の神事に關与する番親は、一つの衆中とよばれる組織をもつていて、そこに下殿と呼ばれる地侍層がはいりこんでいることから、よしこの免田の売買が番親の協議でおこなわれたとしても、そこには階級的な利害が反映せざるをえず、したがって、番親衆中を通して各垣内農民²番衆を支配する面があったことを見落してはならない。

この番親はいわゆる番頭に当る。当時における当地方の番頭が、年老による階梯制的性格が強いものであって、そこに身分的な支配被支配の關係をみることはできないという見解があり、それに対してはすでに疑問を出しておいた。なるほど『政基公旅引付』などをみると、惣村全体にかかわる重要な決定は、番頭衆だけで専決しえなくて、鎮守社頭をかりた一衆集会・惣村評議でおこなわれたことが多い^②し、また惣村民の統轄支配ができなくて、番頭が逃亡せざるをえなかったこともあった^③。しかしながら、次のような問題提起に答えられるのであろうか。すなわち、惣村のな

かで、番頭の統轄をうける番衆(番子衆)、いわば一般的な小農民や、地主のもとにある小作人、また梓者さらには未解放部落民、すなわち絶えず抑圧されている農民大衆が、鎮守社頭集會を独自にひらく自由をもち、また農民大衆の主張を支障なく発言し、いわば惣村全体の歴史が、勤労大衆の利益をそのまま反映し、それを実現しつつ展開していったかどうかということである。なるほど中世前期のいわゆる惣荘段階に比較すると、小農民の成長が顕著であるし、結局はこのことが、惣村の歴史を形成してきたことを否定するものではない。だが、階級関係を重視しつつ、しかも勤労農民大衆の立場に立って惣村の歴史を説明しようとするれば、惣村の自治のなかで農民の年老による秩序階梯制の発展や、小農民自立の問題だけを追究するわけにはゆかない。

封建制下の村落において、勤労人民の階級的な成長が展開すればするほど、そしてかれらの自治が顕著となればなるほど、領主・地主などとの階級的な矛盾は深刻となり、そこで支配階級がとる解決策は、いわゆるボグロム的なならざるをえない。

〔C〕 小括

惣村の自治的規制を法文化したものを一般に「惣掟」などといい、その初見は、文安五年(一四四八)の近江国蒲生郡今堀のものとしてされている。この「惣掟」が衆議會合によって決定されていることが注目され、そこで農民として独自の法的訓練を積んでいることが高く評価されている。

また南北朝内乱から土一揆にいたる時代の民衆運動の高揚と、それによる民衆意識の変革に支えられて成立したといわれる狂言は、また農民の文化的訓練の高かったことを示している^④。また農村芸能も優れたものがあり、和泉国日根郡入山田村で農民がおこなった風流念仏は、九条政基をすら驚嘆させているのである^⑤。和泉国日根郡熊取荘中家の文書は田畠売買に関する証書類が大部分ではあるが、それにして農民がこのように大部な私文書の作製に参加し、またそれを保管していることだけをとってみても、いわゆる近世地方文書の起源は、少なくとも和泉国においては一五世紀末から一六世紀初頭にまで遡りうるができるといつてよい。もちろんその売券は形式的には売主によって作

製されるものであるが、売券の年月日が接近しているものなかには同一筆跡と思われるものがないでもなく、また同一年度の干支を一樣に誤まって記しているものすらあり、買主や村落内の誰かが、売券を代筆したこともあったと考えてよい。しかしながら、誤写・脱字・当字が数多くみえ、たどたどしい筆致の、しかも従来の売券の形式に全くとらわれない、直接勤労農民が作製したと思われる売券もその数は多い。その一例を「中氏文書」(京都大学国史研究室影写本)の中から示すと、

合三十ト (歩) タアリ

(費用) 「ツ」テ、二貫五百文。「ニ」

ウリワタシモスン、イエ。たいヲカキリ (水) (イ) (代)

ヒカシワアセヲカキリ

ニシワアセヲカキリ

ミナミワアセヲカキリ

キタミチヲカキリ

テンカイチトウノトクセイ。「イ」クトモ

「ン」イラ。サマタケ、アるマシクソヤ

ウリ人ひこ九郎 (略押)

カイ人左近太郎

ツチのエトラノトシチャウ六三年四月廿八日 (長祿)

右のようなものがあり、その最たるものである。惣村のなかで、地主の権利と小作人の義務を明示するための田地売券の作製を必要なものとして展開する地主的土地所有のなかで、作人層の文化的訓練がおこなわれたのである。さらにいえば、領主や地主に対する闘争とともに、勤労農民の文化性が鍛えられたということができる。しかもこのことが、地域によってそれぞれ多少異なる独自の文化的伝統を形成したものと思われる。

さらに農民文化の成長を論ずるに当って重要なのはその内容である。惣村の自治組織をとりあげるに当って、集会をもつことの重要な意義についてはすでにのべた。しかしそこでの発言だけが惣村の歴史的動向を決したのではない。「本福寺跡書」が記しているように、

惣中ニハ親子ノチカヒアラバ、ワレ悪名ツケアケント、ミイタサンノトスル人ノミナリ、ウトクニテ志ノアル人ハ昔カラ何事モイハレヌソ、テカカレテモ。ノノイルコトヲキライ、スコ「モ」シノトカモアレハ、ヨシス、メノサヘツルカコトクソヤ

有徳人が無言のまゝ惣の歴史を動かしていることを善とし、一般村落民同志で、さらには親子同志の間でみられる疑心暗鬼の日常生活を悪として惣村の有識者は描がこうとしている。惣村内部における小生産者の増加が、村落民に多様なものの考え方を植えていったことがわかり、しかも有徳人とそれ以外のものを惣村内部での日常的な行動を通じて区別しようとしていることが注目される。

すでに熊取莊近辺の農民が、成真院への加地子を未進して地主成真院から斬首されようとしたことがあったことを述べた。その時、死罪に処せられることが当然だとされた道理は、加地子未進が加地子田の横領と同じことと判断されることに求められた。「惣掟」のなかには、盗犯人に對する制裁として、村座交りの禁止や村からの追放が規定されているものが多いが、盗犯とは他人の資財道具米銭を盗むだけではなく、加地子未進なども含まれている場合があったことに注目されるし、農民が農民を死刑にすることも村落の秩序を維持するためと称して一般化することもみられつつあったのである。

熱田公氏は「狂言の人間像は、対立関係にある人間を登

場させるという狂言独特の形式によって多数の人間を描きながらも、それは深く追究されず、対立関係も人間性の深刻な葛藤として描かれるよりは、容易に妥協し和合し、したがって著しく類型化されている」と述べている。³³なるほど狂言が人間像を描くのに限界があるにしても、庶民の生活を対立関係のなかで描こうとする主題を発見したことが自身大きな中世農民の成果であると云わなければならない。

そこには身分が意識され、従って階級関係が反映されている。またすぐれて特徴的なことは、村座関係記録はもちろん、田島売券という一六世紀の地方文書に女性はほとんど登場しない。そこにまず惣村内での大きな差別をみなければならぬ。しかしながら、狂言には生活力をもち、自己主張をもつ女性が数多く登場する。なるほどそこには女性を差別することを当然とし、異例な女性に対する嘲笑がなかったとはいえない。しかしその異例のなかに改良や変革がかくされていた。惣村内部の身分秩序や身分差別がいよいよ明確となり、また従って階級矛盾が深化したことが、

狂言の主題として対立と差別を描かねばならない理由であった。しかもそれが一つの演劇として上演され、日本民族

の文化的伝統として今日まで伝えられたのは、家父長制的な規制に対する痛烈な批判のなかに、勤労人民の感動がかくされていだからと考えたい。

和泉国の惣村自治の歴史は、天正十三年（一五八五）三月の根来攻撃による敗北の結果、統一権力下に統轄されたことによって終わったといつてよい。日根郡熊取荘の惣村の指導者たる中家の出であった根来寺成真院住持大納言坊は、根来寺破却後、熊取荘に隠遁していたが、慶長五年（一六〇〇）には根来同心を率い徳川方に従兵し、慶長十九年（一六一四）の大坂冬の陣にも加わり、翌年の大坂夏の陣には根来同心五十名を率いて伏見城を守衛したという。その間に根来右京進盛重と改名し、旗本となったのである。元和八年（一六二二）には和泉国代官となり、寛永二年（一六二五）には大和国宇智郡のうちにおいて采地七百石を領し、寛永十八年七月、八十六歳の高齡をもって大坂で没した。また中家は和泉南郡の郷士代官となった。文祿三年（一五九四）八月、浅野長政を奉行として和泉国の太閤検地が実施されたが、その時、和泉国南郡沢村に落首の札が立てられたという。それは、

百姓は九月そのの熟し柿
棹にうたれてびしやとつぶれた

という一首の狂歌であったが、検地による農民の一時的な敗退を明らかにしている。上層・下層をとわず、農民の被官化が、惣村の崩壊をもたらしたことは既に明らかである。しかしながら、勤労農民はかつて惣村自治の指導者が、実は惣村全体の支配者に転化したことを明確に見てとるにいたつたのである。根来盛重が和泉国代官であった頃、熊取谷の農民は、郷士代官中家に、非法ありとして、その改役を根来盛重に訴えている。その訴状は十五カ条に及んでいるが、その二、三を示すと次の通りである。

一、谷ノ家よミの事われのほしきまゝに御よミ被成候て、われ
〈迷惑候、かたねて家よミ被成候共、中左近・左右衛門御出
被成候事いやニて候、御門村ただいま左近又ハ中左近たりや
うにて御座候いづれとも、谷にていちくちを被成候つるが、今
程ハ中左近・左右衛門ほしきまゝに仕候て、才一郎・作右衛門
又ハ源左衛門数多ノ子共、又彦左衛門数多子とも菅人も公事を
不仕候事谷ノめいわくにて御座候、此等之もの共かたく公事を
仕候やうニ被抑付可被下候、又中左近・左右衛門内ノ者共も家

をもちたるもの共ニハ、これも家ヲかたくよミつけ、山せんをハ御させて可被下候、(下略)

一、小谷村長げんが事、おふでがおちにて御座候故か、谷ニ池川ノ御ふしん御座候時も、竹枝にて谷ノものヲ打擲仕候、又ハ中左近よこ座ニなをり、谷ノれきくを下ニおき、異見かましき事、これも中左近分別ちかいかと存事ニ候、又きしのわたノより竹切又ハ三かんつけ、いつれのかうないの物つけニ御座候時も、此長源さし出、我々の所にて奉行衆とおなしことくにめし酒くい申事、向後はいやにて候事

一、谷之もの御つかい候事もかわらや・中庄なみに老年ニ二日ツ、御つかい被成候て可給候、あまりにひらき・うへ・くざと申、老年ニ廿日・卅日ツ、も御つかい被成候へハ我々勘忍罷成不申候、左様ニ候とても五日大夫殿などハ谷ノもの老年ニ一度ツ、ハ御ふるまい被成候ツるが、今ノ中左近・左衛門などにハ、かねを持事本ニ仕候て、谷ノもの共ニひや水一はいふるまいたる事無御座候事

二、(上略) 去年も中左近・左衛門の藏へ入申候米三千六拾四石八斗か。存事ニ候、又家役ニ入申候米銀共二百八十石かと存事候、又きしのわたへのはらいハ六ツなりニ御はらい被成候より承候、左様ニ候へハ千八百石かと存事ニ候、これにてくまとり

が立候へんか、立候間敷候か、右京様ノ御むねニ御座候へんかやう共此十五ヶ条之趣、中左近・左衛門へかたく被仰付候て、てんをかけ候て可被下候、左様ニ無御座候へハ谷ノ小百姓皆、ちくてん仕候(下略)

中左近・中左衛門が、郷土代官の地位を利用して年貢収納に非法をし、開墾・田植・草取などにあたつて熊取荘内小百姓を不当に駆使し、また譜代農奴家族に対する不当な優遇を加えていることなど、まさに中世の在地領主が試みた農民に対する支配がそのまま継承されているようにもとれる。しかし熊取谷の農民は、中世の農民と違って、このことを不当と判断し、農民の理によってこれを訴えている。「小百姓としての逃散」を云々するように、小百姓としての利害を主張している。代官根来盛重が中家の出自であったから、中家に処罪を与えたとは思われないが、代官根来氏と中家の矛盾も当然深まらざるをえなかったと思われる。そして中家が在村したままで領主化することはついに実現しなかつた。

惣村の役割は、まず荘園制を崩壊したことにあるが、同

時に、この荘園制に依存しながら、しかもこれに対立する役割を担って登場した在地領主をも、在地しながら領主化を遂げることを決定的に不可能としたことにある。さらに、荘園領主や在地領主の支配を許した農奴主や地主は、惣村に被支配身分からの脱出と、支配階級としての独自の利害を擁護する地域的な権力体制の形成を期待したが、それも実現しなかった。そして遂に、中世を通じて、領主階級と闘いながら生産力の発展に積極的な使命を果していたことすら果せなくなつて、勤労人民の抑圧と農村文化の頽廢の部分で代表しなければならなくなつたのである。それにひきかえ、勤労人民には、身分的差別と階級的抑圧がさらに厳しく及んだが、差別と抑圧を不当なものとして意識する思想を学びとつたところに惣村の役割があつたといえよう。

- ① 『政基公旅引付』永正元年三月四日条。
- ② 宝月丰吾氏『中世量制史の研究』（第三章中世量制の崩壊過程、第二節職枿、第二項名主職枿、第三項室町時代における職枿の発展と同章第三節小地域枿、第四節個人枿）、参考までに十五・六世紀、熊取荘近辺で使用された枿の二・三の例を一覧表として掲げる。
- ③ 永島福太郎氏『中世の民衆と文化』（創元歴史叢書二二六頁～三〇頁）
- ④ 滋賀大学日本経済文化研究所史料館編『菅浦文書上巻』（三五一号文書）

年 月 日	西曆	枿 名 称	使用対象	使 用 場 所	出 典
嘉吉 2. 2. 10	1442	大 升	加地子	不 明	中家文書
文明 8. 12. 25	1476	大 升	〃	〃	〃
永正 7. 2	1510	大 宮 升	〃	〃	〃
大永 1. 2. 6	1521	斗 結 升	〃	和泉国日根郡近木庄	〃
享祿 2. 10. 11	1529	堂 升	〃	不 明	〃
〃 3. 12. 14	1530	地下売買升	〃	和泉国南部木嶋北上方	阿部文書
〃 4. 10. 24	1531	カネ升	〃	不 明	中家文書
天文 4. 12. 3	1535	納 升	〃	和泉国日根郡熊取庄御門村	〃
〃 13. 9	1544	カネ升	〃	和泉国日根郡熊取庄	〃
〃 13. 11. 25	〃	納 升	〃	不 明	〃
〃 19. 12. 19	1550	納 升	〃	熊取庄御門村	〃
〃 19. 12. 19	〃	納 升	〃	和泉国南部麻生郷麻生川	〃
〃 20. 12	1551	一和尚升	年 貢	不 明	〃
永祿 1. 10	1558	三松大目升	加地子	和泉国南部三松村	〃
〃 3. 2	1560	小 升	年 貢	〃	〃
元龜 3. 2	1570	納 升	加地子	和泉国南部島中	〃

- ⑤ 「同右」(三五〇号文書)
- ⑥ 赤松俊秀氏『供御人と惣一近江菅浦の歴史―』（『京都大学文学部五十年記念論集』）・「戦国時代の菅浦」（『京都大学文学部研究紀要』第五）

- ⑦ 赤松俊秀氏、前掲「供御人と惣」論文
- ⑧ 関口恒雄氏「惣結合の歴史的位置について」(『歴史学研究』二九一
号)
- ⑨ 朝倉弘氏「戦国期惣結合の動向について—大和平群部五百井惣を中
心とする—」(『日本歴史』二〇六号)
- ⑩ 石井進氏「『政基公旅引付』にあらわれた中世村落」(『中世の窓』
一三号)
- ⑪ これは堺市奥野建一氏所蔵文書である。堺市が「堺市史続編」を編
纂する過程で調査されたもので、堺市史編纂室の御好意でここに発表
させていただいた。
- 巻首に
- 年来旧帳者、依錯乱、引失之畢、正平六年大藏 源八左近允
とあり、その巻首の部分は同筆で、旧帳紛失後、案文が記憶をもとに
して再録されたことは確かである。したがって、別宮八幡宮における
結鎮頭役が正平六年に創設されたかどうかは明らかでない。
- 「柏原区有文書」の永正四年から天正九年にいたる「朝拝之頭注文」
も、「中村結鎮頭次第」と同様な内容のものであるが、こゝでの頭は
正月一日の朝拝を勤仕している。(『ヒストリア』四一号所収)
- ⑫ 『政基公旅引付』文亀元年八月二十四日条
- ⑬ 和田良昭氏所蔵
- ⑭ 「教王護国寺文書」(巻五、一三八四号文書)
- ⑮ 『政基公旅引付』文亀元年四月十四日条に日根野荘東方番頭障子
(庄司)がみえ、文亀二年四月二十六日条に日根野荘東方番頭に庄司
源次郎がみえる。「中家文書」にも日根野村番頭に北庄司源次郎とみ
える(天文九年五月二十六日)。
- ⑯ 「藤田家文書」永享三年九月廿八日十二谷下地契約状の署名者など
その典型的なものである(『泉佐野市史』)。
- ⑰ 本結衆・脇座として新入した時は少年乃至は青年の時であり、頭に
選任されるまでには、かなりな年月を要し、そのため中途で改名して
いるため、新入りから頭役補任までの追跡は、かなり困難であるが、
可能なものをひろうと六四頁の表の通りである。
- ⑱ 和歌森太郎氏「氏人より氏子へ」「神交と頭家」(いずれも『中世
協同体の研究』に収められている)
- ⑲ 『政基公旅引付』文亀元年閏六月二十六日条
- ⑳ 『貝塚市史 第一巻通史』(三九九頁)
- ㉑ 「中家文書」
- ㉒ 『泉佐野市史 史料篇』藤田家文書。同じく『泉佐野市史史料篇』
食野家文書として収められている永禄八年十月九日の太郎兵衛島地売
券に泉州日根郡佐野井原の番頭が二人いて、一人が西藏院と記されて
おり、氏が農民身分として佐野荘内で在地していた可能性を物語る
ものといえよう。
- ㉓ 「同右家文書」
- ㉔ 『泉佐野市史 史料篇』食野家文書天文十三年十一月二十九日衛門
三部島地売券
- ㉕ 宝願寺はいま法願寺といひ、曹洞宗梅溪寺末寺で、創立年月は不明
である。
- ㉖ 和泉市唐園町辻家所蔵文書
(表紙)

文政三年	氏神祭礼并年中行事書
泉州泉郡唐園村	本座
辰八月改之	南座
	両座中

氏名	系譜	出身地	新入 年号		頭選任 年号		所要 年間	備考
孫 四郎			正平18	1363	応安 7	1374	11	
五郎三郎			正平20	1365	応安 8	1375	9	
孫 六郎			建徳 2	1372	応永12	1405	33	
藤内次郎		今 林	応安 8	1375	応永 3	1396	22	
又 四郎		釜 室	永和 2	1376	康祿 3	1381	5	
治部次郎		辻 米	〃 2	1376	応永 4	1397	21	
刑部次郎		多 米	〃 3	1377	永徳 2	1382	5	料頭
左近四郎			〃 5	1379	応永 9	1402	23	
彦 三郎		大 年	至徳 3	1386	応永11	1404	18	
左近太郎		畑	〃 4	1387	〃 12	1405	18	料頭
次郎三郎		観音寺	明徳 1	1390	〃 6	1399	9	
六 郎		畠 中	〃 1	〃	〃 9	1402	12	料頭
刑部三郎		富 蔵	〃 5	1394	〃 24	1417	23	
小 法師	逆瀬川庄司子	逆瀬川	応永 8	1401	嘉吉 4	1444	43	
次郎三郎		辻	〃 12	1405	永享 3	1431	26	辻から二住 尾に移
虎 石郎	観音寺右近子	観音寺	〃 29	1422	文安 2	1445	23	込頭
次 郎	彦三郎(正頭)子	大 年	〃 33	1426	享徳 4	1455	22	
松 若	右馬子	富 倉	文安 4	1447	寛正 2	1461	14	
庄司大夫	池尻大夫子	池 尻	寛正 5	1464	文亀 1	1501	37	料頭
五 郎		畠 中	文明 7	1475	〃 1	1501	26	込頭
与 五郎		逆瀬川	〃 9	1477	大永 6	1526	49	込頭
千 松	太五郎子(太五郎 左近子)	畑 明	応永 4	1495	天文 9	1540	45	
三郎庄司	衛門三郎子	桜 井	永正 5	1508	大永 8	1528	20	
与 四郎	与二郎彌宜ノ跡	逆瀬川	天文16	1547	永禄 5	1562	15	
源 五郎	ハヤカリ大夫脇ノ 橋 大夫跡	釜 室	永禄10	1567	天正 5	1577	10	
与 四郎		釜 室	〃 10	〃	天正13	1525	18	込頭
与 五郎		釜 室	元亀 4	1573	天正11	1583	10	込頭
与三五郎	中井庄司ノ脇ノ脇	中 井	天正 2	1576	天正14	1586	10	込頭
彦 五郎	南彌宜ノ脇ノ脇	逆瀬川	〃 5	1577	〃 17	1589	12	込頭
五郎二郎	南彌宜ノ跡	〃	〃 6	1578	〃 10	1582	4	

その奥書は次のように記されている。

右ハ元禄年中之行事書ニ有之候処、百三十年も年を経候ニ付、書物
 融喰ニ相成り候故、此度兩座老并中老惣代立会之上、書改申候、尤
 昔之振り合を中古相改替候処ハ、唯今相勤候式法之通書記添申候間、

- ③① 熱田公氏「民衆文化の台頭」(『岩波講座日本歴史』中世四)
 ③② 『政基公旅引付』文亀元年七月十三日、十六日条
 ③③ 熱田公氏「前掲論文」
 ③④ 「寛政重修諸家語」(卷第一〇六九、根来氏)

万事取斗之儀此行事之表後年ニ至迄
 無違乱相守、古格古例を不失候様可
 仕候、依之兩座老并兩座中老惣代連
 印仕置候所、仍而如件。
 とあり、部分的に近世的变化もみられ
 るが、その内容に関しては近世初期、
 さらに中世末に逆りうるものもある
 う。この村座規式の中に、「一、捌理
 行事之事」という一項目が立てられて
 いるが、この「捌理」は「サバクリ」
 と訓することができ、熊取莊朝社村で
 いう「村サバクリ」「物役」と同一の
 性格を示すものとみてよからう。この
 「唐国村村座規式」の全文は『和泉市
 史第二巻』の史料編に収録しておいた。
 参照されたい。

②⑦ 文亀三年八月二十七日条など。
 ②⑧ 文亀元年四月十四日条など。
 ②⑨ レーニン「プロレタリア革命と背教
 者カウツキー」(國民文庫本三二〇三
 二頁)
 ③① 前田正治氏編著『日本近世村法の研
 究』(一三)一四頁参照

35 「かりそめのひとりごと」(一八、八人荘屋と六人支配の村々)

36 「同右」(七三、当国文禄の檢地)

37 「中家文書」

むすび

鎌倉時代中末期を劃期として、家父長制的な大経営が分解して、中小名主職所有者が抬頭し、名主のもとにあって家父長制的な支配をうけていた奴隸的乃至は農奴的な隷屬

民が、それぞれより自由な身分にむかって解放をかちえ、

またより安定的な経営にむかって自立を遂げつつあったとされている。そしてこのような研究の結論づけは、つづまるところ、単婚小家族による安定的な自立経営と、それに基づく典型的な、したがって純粋な領主対農民の一元的な關係に、不断に近づいてゆくということを論証しようとする思想的背景をもっている。中世後期に顯著となる土一揆は、その純粋な封建制に近づく過程の階級闘争であったし、惣村は純粋な農奴を形成する過程にあらわれた経済的政治的村落組織であると考えている。しかしながら、土一揆と惣村と、それが家父長制的な未熟な階級關係と、

したがって未熟な生産力の發展段階にとどまっていたのであれば、農民があれほど熾烈な闘争を莊園領主や守護大名・戦国大名に対しておこなっている筈はなかったし、またあれほど長期的で組織的な惣村の自治を実現する筈もなからう。しかもこの土一揆と惣村自治の歴史的過程において、農業生産力の全般的な後退がみられたわけではなく、開墾なども小規模ながらおこなわれているし、生産力はむしろ發展の傾向にあったとすらいえる。

封建社会の全過程を論ずるに当って、単婚小家族経営に支えられたいわゆる自立した小農民の形成の問題は、もとより基本的な課題の一つではあるが、わが国の中世後期にあらわれた惣村の歴史的局面を明らかにするにあたっては、その小農民の形成だけを基軸にすることはできない。本稿でとりあげた和泉国内の二・三の惣村をとってみても、「半結衆」とも表現されたことのあった、いわゆる惣村の中核的な成員が、単一な階級としてまた単一な身分として、惣村全体を思い通りに動かしたのではなかった。すなわち、惣村内部の自治的な結集といい、他の惣村との連带的な政治的行動といい、かれらによって専行されたのではない。

大鳥郡若松莊中村の宮座の正頭・料頭には地侍層をも含み、日根郡熊取莊の中家は、もともと「沙汰未練書」がいうように地頭・領家の進止をうける名主・庄官などの系譜をひく家柄ではあったが、一六世紀にはその実力において、かつての地頭をしのぎ、根来寺をも動かす地位にあった。また惣村の内外に対して、高利貸資本家として、また有利な商人として、また地主として君臨し、農民身分ではありながら支配階級としての利害を擁護するために内外の権威や権力を利用した。また身分・職業・住所の三位一体の差別をうけつつ形成されてきた未解放部落民も、その差別を受けた職業を通じて、部落相互の連繫を強めて再生産を維持できたし、高利貸商人・地主を媒介として、惣村の防衛に一役を担わされたのである。少なくとも、地主・小農民・小作人・未解放部落民という四つの身分と四つの階級がとりなす組織の総体が惣村の自治を構成している。惣村に自治があるとしても、それはあくまでも階級的な「自治」なのである。そして真の自治を目指すような、その意味で真の民主主義を目指すような階級はまだどこにも登場していない。従って惣村に自治の前史のみを追究することはむし

ろ非科学的であり、しかも非実証的であるともいえよう。それでもなお「自治的で民主的」な農民大衆結集の課題を求めてゆくとするれば、農民大衆とよばれるものの具体的な身分・階級の分析と、その相互の関係を明らかにしたうえでできることであろう。

永原慶二氏は、封建制を研究するに当って、克服すべき悪しき対象としての封建社会の運動法則や封建社会の属性を明らかにすることによって、民主主義的諸制度を実現してゆく場合の実践的課題にこたえようとする時代はもう遠くに去ったとして、一九六〇年以降は、戸田芳実氏らによって、従来の封建制研究が、積極的・消極的の差はあれ、西欧封建制ないしそれから抽象される理念型を一つの基準として念頭におきつつ、それとの対比によって日本封建制の姿をとらえようとする方法をとっていたことに對する根本的な批判を加える研究が始まったとしている。^①

私は惣村の歴史が中世人民の地域的結集——フォルクの発展——をした点で日本の歴史の輝やかしい歴史の一齣であることを疑うものではない。しかし小稿では、従来、美化されすぎるぐらいのあった惣村の自治をとりあげ、極め

る非科学的であり、しかも非実証的であるともいえよう。それでもなお「自治的で民主的」な農民大衆結集の課題を求めてゆくとするれば、農民大衆とよばれるものの具体的な身分・階級の分析と、その相互の関係を明らかにしたうえでできることであろう。

て多様な側面にわたって、惣村の歴史がまさに惣村であるが故に避けることのできなかつた内部矛盾を実証しようとした。しかしその内部矛盾を明確にすることによって、中世の勤労人民にとって民主的で自治的な惣村形成がいかに困難であったか、また、それがナチオンの成立にある規定を与えることを明らかにし、そのことによってかえって、惣村の歴史のなかで、日本人の輝やかしい民族的伝統を正しく探りうるものと考えている。いずれにしても、西欧的な封建制の発展法則の呪縛から解放という問題意識を、私がどれだけ惣村のなかで具体的に実証したか疑わしいが、

少なくともそれを追究しようとした意図だけはもっていたことを告白しておく。

① 永原慶二氏「戦後における日本封建制研究の思想的背景」〔歴史評論〕一八四号）

〔附記〕 本稿作製にあたって、大阪府泉南郡熊取町五門中シン・中克彦両氏と堺市史統篇編集室の方々に御世話になった。改めて厚く御礼を申し上げる。また本稿は、昭和四十一年度、文部省科学研究費助成をうけた私の研究課題「十六世紀を中心とした畿内村落の基礎構造」の成果の一部である。

（四天王寺女子大学助教授）